

(社)日看学協発 第 70 号

平成 24 年 1 月 17 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子様

一般社団法人日本看護学校協議会
会長 荒川 眞知子



「特定看護師（仮称）」についての要望書

近年、医療現場では、患者の高齢化、医療の高度化・複雑化に伴い高度で専門的な疾病の治療の提供と併せて、療養生活の質を向上させるための専門的なケアを提供する必要性が高まっていることは周知の事実です。

こうした状況から、安全かつ効果的な医療を提供するためには、「チーム医療の推進」が必要不可欠とし、厚生労働省において「チーム医療の推進に関する検討会」で論議を重ねて来られておりますことに敬意を表します。

さて、全国の看護師等養成施設（統合カリキュラム、3年課程、2年課程、5年一貫教育校、准看護師課程）のうち347校が加盟している（社）日本看護学校協議会は、当該検討会の検討事案「特定看護師（仮称）」について、看護基礎教育の立場から考察を進めてまいりました。

常に高度な知識や実践力を駆使して看護にあたることは、専門職業人としての看護師の責務と考えます。このため、コ・メディカルの一員として多くの看護職員は最高の医療（看護）を国民に提供すべく、日々取り組んでおります。

つきましては、この度の「特定看護師（仮称）」の創設の提案・論議に対して、（社）日本看護学校協議会の下記の提言を、全国民が納得できる、医療現場の現状と乖離しない国民の為の施策に是非とも反映して頂きたくよろしくお願いを申し上げます。

記

1、「特定看護師（仮称）」創設の理由に対する疑問

チーム医療の重要性は改めて申し上げるまでもないことですが、その一員として新たに「特定看護師（仮称）」を創設するとしたその最大の理由が、慢性的な医師不足の補填要員、医師の代替要員としての職種の創設、そのことが、看護師の社会的地位向上に繋がると言うものであった。“国民の至福”よりも“看護師の立場の保全”の考え方が強調されており、医療（看護）サービス観点から、また、NP育成の足がかりという理由も承服できません。

現看護師であってもチーム医療の担い手として、その責務は果たさなければならない。国民の“命”を護るために、保健師助産師看護師法第5条、37条、医師法17条を以って、

十分に責務は果たせるはずですが。相対的医行為の範疇の業務は、必要時は行使しなければなりません。看護師は誰であっても日々研鑽し、チーム医療の一員として看護実践能力を高め、発展させるべきです。

2、看護基礎教育の充実を最優先することこそ唯一の解決策

看護基礎教育では、平成21年度のカリキュラム改正の趣旨『実践能力強化、卒後も働き続けていける教育、自己学習能力の育成、医療提供の場の広がりや他職種と協働する中での看護職の役割の理解』を理解した上で、看護実践能力の強化に向けて、各看護基礎教育機関では教育の内容、方法を改善し鋭意努力をしております。

ことに看護師養成の大半を担う看護師養成所においては、施設・設備、教材の充実、教員の量と質の確保等々、様々な課題に対し、自助努力をしながら取り組んでおります。

看護師の質と量の確保、その為の看護基礎教育の充実は、国民に安心・安全な医療を提供する国の緊急の課題と考える。看護実践能力のある看護師育成のための看護基礎教育の充実にこそ力を入れることが最優先課題と考えます。

3、看護職養成コースの煩雑化は問題である。

現行制度において、准看護師、看護師、保健師、助産師、(認定看護師、専門看護師)とその養成コースは多様であり、問題視されているのが、現実です。

国民側では、安全・安心な医療(看護)サービスを望むのであって、看護職の階層とは無関係です。

「特定看護師(仮称)」を創設させる事については、国民のニーズではないでしょう。

「認定看護師」、「専門看護師」との役割上の住み分けなど、改めて検討することですが、看護現場における差別感や、待遇面の格差を助長するような施策を実行することは、甚だ問題であり、禍根を残します。

有効な策とは思えません。

以上、

看護基礎教育を担う看護師等養成施設を会員とする団体の立場から、くれぐれも、

「特定看護師(仮称)」については、創設ありきの議論ではなく、慎重かつ丁寧な検討をし、性急に結論を出されないことを強く要望いたします。